

平成23年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成23年3月8日(火曜日)

議事日程第4号

平成23年3月8日(火曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	3番	佐々木 隆一	議員
	1番	伊藤 岩夫	議員
	16番	渡部 専一	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情の委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員(30人)

1番	伊藤 岩夫	2番	渡部 聖一	3番	佐々木 隆一
4番	佐藤 譲司	5番	大関 嘉一	6番	作佐部 直
7番	湊 貴信	8番	高橋 信雄	9番	若林 徹
10番	高橋 和子	11番	堀 友子	12番	佐藤 勇
13番	今野 晃治	14番	今野 英元	15番	堀川 喜久雄
16番	渡部 専一	17番	長沼 久利	18番	伊藤 順男
19番	佐藤 賢一	20番	鈴木 和夫	21番	井島 市太郎
22番	齋藤 作圓	23番	佐々木 勝二	24番	本間 明
25番	佐々木 慶治	26番	土田 与七郎	27番	佐藤 竹夫
28番	村上 亨	29番	三浦 秀雄	30番	渡部 功

欠席議員(0人)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	村上 健司
副市長	藤原 由美子	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	土田 隆男
市民福祉部長	荘司 和夫	農林水産部長	小松 秀穂
商工観光部長	渡部 進	建設部長	熊谷 幸美
岩城総合支所長	今野 光志	由利総合支所長	三浦 貞一
大内総合支所長	鈴木 一	東由利総合支所長	工藤 良
西目総合支所長	加賀 秀喜	鳥海総合支所長	土田 修
教育次長	鈴木 幸治	消防長	土田 喜一郎

企画調整部次長兼  
企画調整課長

石川 裕

議会事務局職員出席者

局長	伊藤 篤次	局長	遠藤 正人
書記	高橋 知哉	書記	石郷岡 孝
書記	鈴木 司	書記	今野 信幸

午前 9時30分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、一般質問を行います。

3番佐々木隆一君の発言を許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） おはようございます。日本共産党の佐々木隆一であります。私は、日本共産党を代表し、市長並びに市当局へ質問いたします。

まず最初に、1、市職員の定員適正化計画の見直しと異動等について、（1）職員の定員適正化計画を見直すべきではないかという観点で質問します。

市町村への権限移譲がかなりあり、これまで県で行っていた事務事業等を市で受け入れ実施している部分があります。旅券発行業務、児童委員や民生委員の指揮監督、浄化槽設置の届け出の受理、浄化槽の水質検査の受理、土地改良区の農業用排水施設の管理規程の許可なども市で行うようになっており、このように県などから業務を受け入れた場合、相当の事務量になっています。国や県などからの移譲委託業務、そして人員配置はどのようになっているのでしょうか。

また、市職員の定員適正化計画のもと、毎年、退職者の3分の1程度の新規職員の採用では、職員に過重な任務となって、本来、正規の職員が行う業務も臨時職員に転嫁されているようにも見えます。市職員の定員適正化計画を見直すべきではないでしょうか。

（2）臨時職員の待遇改善と物件費の呼称についてであります。

臨時職員の賃金が物件費として計上されております。臨時職員の雇用が進む中、物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、雇用されている臨時職員の尊厳にもかかわる問題と思われれます。今後、地方において官民の人材交流を初め、多様な人材登用、活用、手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが必要なのではないかと考えます。臨時職員を物件費とした根拠をお聞きします。

また、臨時職員は、職種によっても違いますが、勤務日数、勤務時間なども正規職員と違って少な目にされ、賃金も当然低く、ワーキングプアとなっているような状況もあります。地方公共団体を取り巻く財政環境は、今後一層厳しくなることが予想される中で、市

民福祉の維持向上を図る上で、効率的な行政運営が必要になってくるのは当然でしょう。

しかしながら、市の臨時職員のワーキングプアを生み出す、このようなことは正常な姿ではないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、(3) 職員の異動についてであります。

この3月は、長谷部市政にとって2回目の定期人事異動があります。職員の人事異動は、地方自治の原点に立ち返り、私情や情実を持ち込まず公正、公平、適正で、市民の立場に立っての適材適所の異動であるべきと考えます。ややもすれば、合併前の旧本荘市対旧7町、あるいは本庁対総合支所などの対立を心配する市民の皆さんから指摘される場合もあります。平成17年の合併時8万9,555人、本年1月では8万6,053人、既に3,500人の人口減少ですが、合併時の新市まちづくり計画によれば、目標年次の平成26年には8万6,000人とあり、計画と大きくかけ離れています。減少し続ける人口の中でもまちづくりは休むことなく続けていかななくてはなりません。本庁、総合支所機能の強化・充実はもちろん、市民のかじ取り役は市長であり、議会であり、とりわけ2,000人を超える職員の役目は大きいものと考えます。市民の目線に立った積極的な人事交流、異動について答弁を求めます。

次に、2、農業問題についてであります。

(1) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)について、市当局、議会、JAなどが共催する研修会についてと市役所、総合支所にTPP反対の垂れ幕の設置については、関連がありますので一括して質問します。

菅首相は、国会での所信表明、論戦を通じて、TPPを強行し、今年6月をめどに交渉参加についての結論を出す方向を明らかにしました。

首相は、TPPでアジアの成長を我が国に取り込むなどと述べていますが、アジアでは、中国、韓国などがTPP参加に一線を画している状況から見れば、日本にとってのTPP参加の意味合いというのは、事実上、アメリカとの2国間貿易協定(FTA)ということになるでしょう。アメリカ主導の枠組みであり、アジアの成長どころかアメリカの対日経済戦略に日本が組み込まれるというのがTPPの真実の姿だと言わなければなりません。

共産党の志位委員長が予算委員会の質問で、「政府は、去年の食料・農業・農村計画、これでは食料自給率50%と明記しているんです。これを閣議決定しているんです。自給率50%、これと関税ゼロ、TPPに参加したら食料自給率は40%から13%へ、日本の米の90%が壊されるというのは、これは農水省も出しているんです。どうやってこの2つを両立できるか」との質問に、まともに答弁できませんでした。「大規模化と戸別所得補償の2つをやれば両立できる」とのことでしたが、どんなに大規模化しても平均耕地面積において、アメリカは日本の100倍の200ヘクタール。オーストラリアは1,500倍の3,000ヘクタール、これらの圧倒的な格差は、広大な平原に展開する国と、日本の場合、棚田に象徴されるように、山地や複雑な地形で営農してきているという国土条件が背景にあり、人為的な努力で埋められるものではありません。

私も所属している農民運動秋田県連合会の東北集会の昨年11月の講演で、東大の鈴木宣弘教授は、「食料は軍事、エネルギーと並び国家の柱である。食料は武器のようなもの、戦略物資だというのが世界の常識。だが、そういう当たり前のことを忘れた議論がテレビや新聞などで形づくられている。自動車や家電などの輸出産業が伸びているからといって、

食べ物がなくなっていいのかということがわかっていない」、このように述べています。まさに正論であります。

今、地球規模での食料不足であり、穀物などが高騰しているということは御案内のとおりであります。そのときに豊かな自給力がありながらＴＰＰは水田を壊し、農林漁業を壊してしまう亡国の政治であります。それに、牛肉ＢＳＥ対策で、日本の月齢制限の規制の緩和、米輸入の際の安全検査の緩和などを要求しており、さらには医療の規制緩和、労働の規制緩和、金融部分の規制緩和、民主党になって若干郵政の民営化に歯どめがかかりましたが、郵政の完全民営化、これらを要求しており、日本の医師会などが反対を表明しているというのも当然でありましょう。

本市への影響は、主要農畜産物で86%の減少、金額で84億円の減少であり、農業が主産業であるこの地域の存亡が問われる事態であります。そのような中でも、全国の主要なメディアは、ＴＰＰ・消費税に関連して、財界と一体となって政府を後押しするという、ていたらくであります。

しかしながら、世論は変わりつつあります。県内でも秋田県立大学の農業経済学の教員5人によるＴＰＰ研究会が県内の各ＪＡや市民団体、土地改良団体、議会や消費者団体、女性団体などの講師を引き受け、大好評のようであります。

けさの魁新聞にもそのような共闘をして、反対していくというような報道がされておりました。

そこで、お聞きするわけですが、市当局、議会、ＪＡなどが共催し、県立大などに講師を依頼し、ＴＰＰの研究会、勉強会などを開催できないものかどうかお伺いします。

あわせて、昨年12月議会などで市長は、ＴＰＰ反対の意思を述べられました。ついては、市当局、議会、市民の総意として、市役所、総合支所にＴＰＰ断固反対の垂れ幕、横断幕などの方法で、世論にアピールすることなどは考えられないものかどうか質問するものであります。

続いて、(2)農地法改悪の動きについてであります。

ＴＰＰに対応するため、企業に農地保有を認めるべきだという財界の主張に沿った農地法改悪論が菅内閣の内外で広がっています。

農業委員会の仕事は、農地法などの法令に基づき、農地の売買、転用、貸借などの法令に基づく必須業務、それに国、行政機関への農政上の意見・建議を上げたり、地域農業振興計画を立案し、自治体などへ同計画を立案し、計画実施の促進ができるようになっており、それに沿って本年2月8日の本市の農業委員会総会において、ＴＰＰ反対の建議書を委員発案で全会一致で採択し、菅総理など4人の関係閣僚に送付したところでもあります。

日本共産党は、党創立以来、反封建的な地主制に反対し、土地を農民へと命がけで戦ってきた政党であり、その伝統は今日に引き継がれています。しかし、その農地法が今、なし崩しにされつつあります。多くの農業者の意に反して、大企業への農地の利用権設定　これは貸し借りの意味ですが、昨年からできるようになりました。

このような中で、現場で農地制度の運用を担っている農業委員会の予算ともいえるべき農地制度実施円滑化事業が前年度比78%と大幅に削減され、そのうち、特に農業委員会による農地の利用関係の調整や農地相談員の設置に必要な経費にかかわる農地制度実施円滑化事業費補助金は前年度比57%と、約半減となりました。農地法の改悪の策動は、許される

ものではありません。当局の見解を求めるものであります。

続いて、(3) 農業共済事業についてであります。

今年度の事業仕分けで、農業共済制度が大なたを振るわれようとしています。農業共済事務負担金については、共済組合の実態を詳細に把握した上で速やかに共済制度の抜本見直しを行うとされ、今年度予算で農業共済事務費負担金は、要求額から37億円削減され、新年度予算においても、同事務費負担金は96.1%と前年度より16億円も削減されます。

農水省は、この予算削減をてこに農業共済組合の統廃合を進め、一県一組合化を目指すことを明らかにしています。昨年11月には、経営局長名で各道府県知事に対し、農業共済団体等における一県一組合化の取り組みの推進についての通知を出し、農業共済組合に対する統廃合の指導を要請してきているのであります。

先月28日、共済部長の会議がありました。私自身も集落で、JAの支部長、共済組合の部長をやっているものですから、当局から説明がありまして、共済組合役員の改選期であり、役員の定数の削減、一県一組合化の説明を受けたところでもあります。「そのうち地域からは、農協も共済組合もなくなるべ」というような農家の話の裏には、将来的には農業そのものが地域からなくなるというような危惧を抱えて、現場で作業に従事しているという現実があるのであります。平成24年2月からは、JAの各支所単位に指導部門がありますが、岩城・大内、西目・本荘・東由利、矢島部旧3町、西部旧3町、こういうふうになりに4エリア化になります。指導や生産、販売で担ってきた農協が、こういうふうにしななければならないというのは事情もありますが、しかし、その部分がどンドンどンドン削られていったら、農協そのものの意味合いがなくなるのではないかという危惧されている現場の状況であります。

農業共済は、天候や害虫などによる農作物被害を認定して共済金を支払うという農業者にとって不可欠なものであります。そして、被害認定は、現場に最も密着してなされなければならないものであります。それが一県一組合になれば、現場から遠い共済組合になり、被害認定のおくれ、正確性の欠如など農業者にとっては大きな困難をもたらすことになりかねません。農家の皆さんや関係者からは、不安の声が上がっています。市当局としてどこまで共済事業に関して掌握しているのか、市長の見解を求めます。

次に、3、介護度による障害者認定と税の軽減について、(1) 介護認定者のうち障害者認定を受けられるようどのように周知徹底しているかについてであります。介護保険で介護度が進めば、障害者認定を受けられ税金の軽減につながります。

要介護の人が障害者認定を市から受けられれば、所得税と住民税が軽くなり、普通障害者と認定されれば、所得税27万円、住民税26万円が控除され、特別障害者として認定されれば、所得税40万円、住民税30万円が控除されます。介護度が3以上であれば、ほとんど障害者との認定を受けられるようであります。本年度までの介護認定者のうち、障害者認定を受けられるよう事務作業等を行っておられるようですが、周知徹底などはどのように図っているのかお尋ねします。

(2) 介護保険で介護度が進んでいる方の障害者認定の状況についてですが、現在、介護保険で介護度が進んでいる方への障害者認定の状況はどのようになっているのでしょうか、これまでの過去3年間の実情をお知らせください。

(3) 障害者の認定者拡大策についてですが、これらについては広報などで周知徹底さ

れていると思いますが、対象になるほぼすべての方が障害者認定を受けられて、税申告などの際、一人でも多くの方に受けていただくようにしていただきたいと思いますが、認定者拡大策をお聞きするものであります。

次に、4、国民健康保険の滞納者対策等についてであります。

安心できる社会保障をつくることは、国民多数の強い願いであります。高過ぎる国保税、非常な滞納制裁、ふえ続ける無保険者、貧困と格差が広がる中、市町村国保の危機的状況がますます深刻化しているようであります。

こうした事態への根本的な打開策を打たない一方、民主党政権は昨年の通常国会で、国保の広域化を推進する法案を通し、後期高齢者医療制度の見直しとともに連動させて、医療保険の都道府県単位化を進めようとしているようであります。

1984年、国保法を改悪し、医療費の国庫負担を次々に削減したのが大きな要因であります。その結果、多くの自治体が保険料高騰、滞納者増、そして財政悪化、保険料高騰という悪循環から抜け出せなくなってきたのではありませんか。低所得者・無職者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、もともと国の適切な財政支出があって初めて成り立つ医療保険であります。

ところが、歴代の政権は、国保の貧困化が進行した後も国庫負担を復元せず、ひたすら住民と自治体に犠牲を押しつけてきました。

本市の昨年6月議会の当局からのモデルケースの所得に占める保険税の平均が20.1%、所得の2割はとても市民には厳しい現実であります。払いたくても払えないという状況が生じます。ですから、収納率そのものが平成17年度、合併時の91.18%から、昨年度87.5%にまで下がってきているのは当然でしょう。

そこで、お聞きしますが、昨年6月1日現在（平成21年度実績）の滞納者対策に関する調査によりますと、本市の滞納世帯数3,077世帯と、前年比167%、1,238世帯増となっておりますが、全県の滞納世帯の合計ですら前年比とほとんど変わらない数値にもかかわらず、本市だけが突出しています。その原因はどこにありますか。また、昨年3月議会で私の「国保税はあらゆる手だてを尽くして値上げをしないいただきたい」との質問に、市長は「鋭意努力してまいりたい」、大したいい答弁であります。このように申しております。6月議会で残念ながら平均15.5%もの値上げとなりました。市長は、どのように鋭意努力されたのかお答えください。

次に、5、福祉医療の拡充についてであります。

秋田県の乳幼児医療費無料制度は、多くの県民の世論と運動を受けて、全国に先駆けて創設され、拡充されてきました。しかし、前県政の後半に、これは藤原副市長は当然現場で御存じのことと思いますが、受益者負担論が吹聴され、所得制限と自己負担が導入されました。

その後、全国的にも県内においても、乳幼児医療費無料制度は拡充されてきた経緯があります。群馬県と東京都は中学校3年生まで、栃木県と兵庫県は小学校3年生まで無料となっているようであります。

県内25市町村中20市町村が、県の所得制限や自己負担について何らかの上乗せ助成をしています。財政状況の厳しい中でも上乗せ助成を実施しているのは、住民の要望が強く、地域とともに子育てを進めるという考えに基づくものであります。

本市では、昨年より通院医療費を小学校3年生まで拡充し、入院医療費についても引き続き、中学校3年生まで無料とし、所得制限・自己負担なしというので、子供たちを持つ保護者、家庭の皆さんからは大変喜ばれております。市長の小さな声にも耳を傾けるのが政治の原点という政治姿勢の体現でもあり、高く評価するものであります。しかし、大仙市は、旧協和町の制度を引き継ぎ小学校6年生まで、隣のかほ市は今年度より小学校6年生まで通院を無料にしています。

今議会に由利本荘市子ども条例案が上程されており、少子化の中、子ども憲法とも言えるすばらしいものであります。この子ども憲法が名実ともに内容があり、実態の伴ったものにするためにも、全県に先んじて通院医療費を中学校3年生、あるいは段階的に小学校6年生まで拡充していただきたいと思っております。市長の前向きな答弁を期待して、私の質問を終わります。

以上であります。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市職員の定員適正化計画の見直しと異動等についての（1）職員の定員適正化計画を見直すべきではないかについてであります。職員定数と事務量の関係につきましては、先日、伊藤順男議員の会派代表質問にお答えしましたとおり、業務改善や適切かつ効率的な人員配置、あるいは研修による職員の資質向上などにより対応していきたいと考えております。

なお、一部、保育園や福祉施設などにおいては、市としての運営形態を検討していることもあり、これらに関する職種の職員採用を控えているのも事実であります。

また、定員適正化計画の見直しにつきましては、第2次行政改革大綱の実施計画に盛り込まれ、現在、協議検討中であります。各種の公の施設の見直しにより、各施設の運営方針に大きな変動が生じた場合などにおいては、定員の大幅な見直しも想定されますが、現時点においては、市の事務事業量の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、（2）臨時職員の待遇改善と物件費の呼称についてお答えいたします。

臨時職員の賃金が物件費という呼称で分類されていることにつきましては、いわゆる決算統計上の分類で便宜上のこととされており、全国自治体共通の呼称であります。国の方針による財政上の分類によるものであり、国の指導に従っているところであります。

また、臨時職員の勤務時間や勤務日数等の条件につきましては、各部署において、職種や業務の内容が多岐にわたっており、雇用に当たっては、それぞれの条件を提示して公募し、応募者には条件を確認・承諾いただいた上で決定しております。

なお、処遇の改善については、賃金単価の改正などにより、計画的に改善してきておりますが、今後も社会経済情勢や近隣自治体等との均衡を図りながら対応してまいりますので、御理解賜ります。

次に、（3）職員の異動についてにお答えいたします。

先般、伊藤順男議員、堀川喜久雄議員にもお答えいたしましたが、人事異動は、市役所

という組織の中で、市民サービスの向上を前提に、生涯にわたって職員個々の能力や得意分野のすそ野を広げつつ、組織の一員として機能していくための意識づけや生涯にわたる人間形成のため、これまでの個々の経歴や職歴などを参考にしながら、適材適所で実施していくべきものと考えております。

各総合支所の支所長・課長については、できる限り地元出身者か地元精通した職員を配置し、さらには、本庁と総合支所、あるいは総合支所間での交流を進めてまいりますので、御理解を賜ります。

次に、2、農業問題について、(1)TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)について、市当局、議会、JAなどが共催する研修会について、市役所、総合支所にTPPの垂れ幕等の設置については、関連がございますので一括してお答えいたします。

国ではTPPへの参加検討を表明するとともに、菅総理を議長とする食と農林漁業の再生実現会議を設置し、持続可能な農業経営実現に向け、議論を重ねております。

しかしながら、3カ月余りが経過した現時点においても、議論結果としての具体的な方向性や対策が示されておらず、TPPについては、マスコミでも賛否両論のさまざまな意見が出るなど、国民の合意形成に向けた道筋は全く見えていない状況にあります。

TPPは、経済の成長戦略の実現に向け、有効な手段ではあるものの、例外を認めない貿易自由化の協定であることから、米や畜産などを主とする本市農業と地域経済に壊滅的な影響を及ぼすものと考えており、農業基盤を維持する具体的な対策がない中での参加には、明確に反対するものでございます。

御質問にもあるよう、TPPによる県内経済への影響等を広く市民に周知することが肝要であり、JAでも女性部研修会において、講師に県立大の先生を迎えるほか、JA座談会においても、資料を配付し、内容の説明や共通理解の醸成に努めております。

御提案のTPP反対の垂れ幕を設置することも一つ的手段と考えますが、まずはTPPの抱える問題について、市民の共通理解を得るため、今後も関係機関と連携した研修会等を開催し、本市基幹産業である農業の果たす役割を強く市民に訴えてまいりたいと考えております。

次に、(2)農地法改悪の動きについてお答えいたします。

農地の賃貸借規制の見直しや農地の面的集積の推進等を内容とする改正農地法等が、平成21年12月から施行されました。

農業への参入規制を大幅に緩和した改正により、農業生産法人以外の株式会社など一般法人も農地を借り入れ、新規参入できるようになり、全国で参入した一般法人数は、改正前に比べ7割近くふえております。

また、この改正に伴い、農地制度実施円滑化事業が創設されております。

この事業により、本年度からは、従来の農地パトロールに加え、農地法により規定された農地利用状況調査を実施し、遊休農地等の調査に取り組んでいるところであり、その財源として農地利用実施円滑化事業費補助金を活用しております。

改正農地法では、施行後5年を目途として、国と地方の適切な役割分担のもと、秩序ある農地の確保を図る観点から、制度のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされております。

改正農地法の施行により、耕作放棄地の解消など地域農業の活性化も期待されますので、



その検証がまだ十分されていない中で、TPPに対応するためともたらえられかねない企業の農地所有を認めるような農地法の見直しは、農家の将来にとって問題があるものと考えております。

次に、(3) 農業共済事業についてお答えいたします。

農業共済制度は、農家が自然災害で受けた損失を補てんする制度であり、共済掛金及び事務費で、約50%が国の負担金で運営されており、平成16年の潮風被害においては、由利管内で25億円の共済金が支払われ、農家経営の安定に寄与しております。

御指摘のとおり、平成21年度に実施された行政刷新会議による事業仕分けなどの結果、農業共済事務費負担金は8.1%の縮減、農業共済掛金国庫負担金は、掛金率の精査により対応し、新たな農家負担は発生させないとの方針が示されております。

また、昨年末には国から県に対し、農業共済組合・連合会・国という3段階から、一県一組合化という2段階制への組織移行方針が示され、全県農業共済組合長会議において、取り組みへの対応が協議されていると伺っております。

既に、東京都のほか4県が一県一組合になっていることから、農業共済組合が農家のために、将来的にも安定的・効率的な事業運営がなされるよう今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、3、介護度による障害者認定と税の軽減について、(1) 介護認定者のうち障害者認定を受けられるようどのように周知徹底しているかと(2) 介護保険で介護度が進んでいる方の障害者認定の状況についてと(3) 障害者の認定者拡大策については、関連がありますので一括してお答えいたします。

介護保険要介護認定者に対する障害者控除対象者については、所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条第7号並びに第7条の15の8第6項の規定により、市長が認定することとなっております。

これは、厚生省老人保健福祉局長通知の日常生活自立度判定基準に基づき、介護認定時の主治医意見書と介護認定調査票の記載事項を参照して認定することで、所得税及び市民税の障害者控除または特別障害者控除が受けられるものであります。

現在は、内規を定めて、申告相談の際の資料として税務課に提供しておりますが、PR不足であったことは否めないことから、今後は明確な基準を要綱として制定し、市広報またはホームページに掲載し、周知を図ってまいります。

次に、要介護度が進んでいる場合についてですが、認定期間内に要介護度の変更申請が提出されることで、新たに直近の主治医意見書等により、障害者控除認定を見直すこととなっております。

なお、過去3カ年の要介護認定者の障害者控除認定数は、平成20年度18件、平成21年度14件、平成22年度9件となっております。

障害者の認定者拡大策についてですが、要介護度4・5の場合に、無条件で特別障害者控除対象者として認定している市町村もあるようですが、介護に係る手間のかかりぐあいを判定する介護認定と障害による日常生活活動の制限の度合いを判定する障害者の等級とは概念が違いため、介護度を一律に障害者控除の基準に使用することは、税の公平性という観点からも疑義があることから、慎重に検討を加えてまいりたいと存じます。

次に、4、国民健康保険税の滞納者対策等についてにお答えいたします。

国民健康保険税の滞納世帯数は、佐々木議員御指摘のとおりでありまして、特に平成20年度の増加が顕著でありました。

御案内のとおり、国民健康保険加入者は、自営業者や農業従事者が中心であったものが、今では年金生活者、退職等により被用者保険を脱退した方など、比較的所得の低い方々の加入割合が大幅にふえており、国保加入世帯の半数以上が保険税の軽減措置に該当している状況になっております。

このような構造的な要因に加え、本市においては、平成22年度国保税算定の基礎となった平成21年中の課税所得は、1世帯当たりで約75万円となっており、2年前と比較して20%もの大幅な落ち込みとなりました。

これは、平成20年のリーマンショックを端緒とする経済の急激な収縮と、それに伴う解雇や雇いどめなどによるものであり、それが滞納世帯数の増加に大きく影響したものと考えられます。

滞納者対策といたしましては、担税力がありながらも滞納を続ける世帯に対しては、給与や預貯金の差し押さえなどの滞納処分を随時実施しておりますが、一方で、納付が困難な事情を抱える方々に対しては、夜間納税相談日を設けるなど、きめ細やかな対応を心がけ、事情を聞き取りしながら、分割納付などに応じているところであります。

また、場合によっては、債務整理の相談窓口を紹介したり、減免申請を勧めるなどの対応に努めております。

次に、国保税率の改正についての御質問についてであります。昨年の3月議会での質問に対する答弁でも申し上げましたとおり、国保特別会計の歳入歳出は、一般会計と異なり、医療給付の観点から必要とされる総医療費などの支出に対し、国や県から交付される補助金及び負担金と一般会計からの繰入金などで計算し、不足となる部分に保険税を充てることになっております。

長く低迷する経済状況の中で、国民健康保険税の負担は、本当に厳しい状況に達してきており、国保税率の改正については、避けて通れるものであれば避けたいという思いから、収納対策の強化や医療費通知などによる医療給付費の抑制、国保財政調整基金を全額充当しての予算編成など、鋭意努力は行ってきたところであります。

しかしながら、平成22年度の国保運営に当たっては、年々上昇する医療給付費や平成20年度の高齢者医療改革に伴う前期高齢者交付金の精算による減額、さらには、長引く不況による被保険者の課税所得の減少など、国民健康保険を維持するためには、どうしても税率を改正する必要があると判断し、6月議会で議決をいただいたところであります。

なお、「一般会計からの繰入金を増額して対応することもできるのではないか」という意見もありますが、本市においては、国民健康保険法に従った繰り入れをしており、法定外の繰入金については妥当でないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5、福祉医療の拡充についてにお答えいたします。

現在、市で実施しております福祉医療費拡大事業につきましては、秋田県が実施している就学前の乳幼児を対象とした福祉医療費補助事業で、所得制限により該当とならない乳幼児や自己負担が上限1,000円となる乳幼児について、医療費を全額助成する拡大部分と、市単独事業として平成22年度から開始した小学校1年生から3年生までの医療費を全額助成する拡大部分の2つの事業があります。

小学生を対象とする事業の平成22年度当初予算では、受診率を6歳児の2分の1で見積もり予算計上いたしました。実際には6歳児とほぼ同等の受診率で推移したことから、予算の不足分につきましては、12月補正で追加させていただいたところであります。

本事業につきましては、新年度も継続して実施することとし、5,400万円ほどの予算を計上して御審議をお願いしているところであります。

市では、子供の健やかな成長を社会全体で支援するまちづくりを推進することを目的として、本定例会に由利本荘市子ども条例案を上程しております。

福祉医療は、子育て支援対策の一つであり、重要な施策と位置づけておりますし、国や県でも少子化支援対策を含めていろいろな動きがございます。

対象年齢のさらなる拡充につきましては、平成22年度の実績や市の財政状況、また、国や県の動向などを見計らいながら判断してまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君、再質問ありませんか。

3番（佐々木隆一君） 最初に、初日の答弁にもありましたが、人事の基本は信頼関係というふうにお答えになりました。実に人事の基本は、やはり信頼関係だと思われるわけです。職場をガラス張りにする、管理職から一般職、臨時やパートまで話しやすいコミュニケーションのとれた職場にする、もしそのような空気があったならば、私は、東由利でああいう残念なことが起きましたが、最悪の事態だけは避けられたのではないかとというような気がするわけです。2,000人からの臨時・パートなどを含め、職員も多くなっているようですが、正規職員を含めてぜひとも職員を大事にしていきたい、このように思います。

この件と物件費という呼称は、やはり職員の尊厳にもかかわるということを私は申し上げましたので、これは総務省か何かの指導で変えるわけにはいかないわけでしょう。

まず、1番では、この2つの点をお聞きします。

農業問題であります。この国は非常に食料自給率が低いので、食べ物を大事にする、生産から販売、消費まで大事にしていかなければ、この国は食料がなくなるよということを小学生の子供に教えたら、子供から「コンビニに行けば何ぼでも買える」というふうな答えが返ってきたそうであります。私は、これは教育が悪いのではなくて、この国の政治も含めて、やはり日本のメディアの影響が大きいのではないかと感じて、ここにTPPに関する勉強会、研修会のことを提案したのであります。垂れ幕等も農協の職場では大きく掲げておりますが、こういう点でも今、農業が粗末になっているような、これはTPPを段取りした予算ですよ、もうひどいもんです。ちょっとまとまらなくてごめんなさい。失礼ですが。菅政権は2年連続で農林予算をずっと減らしてきたんです。2010年度予算マイナス4.2%、2011年度マイナス7.4%、36年ぶりに防衛予算の半分以下になっているわけです。ですから、これも農地法、共済の事業もやはりTPPの準備ととらえられても仕方がないという感じがしますので、ぜひともいま一度、農業問題の(1)の、 に関しての決意のほどをお願いしたいと思います。

5番目の福祉医療の件ですが、今、小学校3年生まで通院が無料です。これを小学校6年生まで拡充するためには、4,300万円ほどあればできるのではないかとというようなこ

とをお聞きしたことがあります。もし、現在でおわかりでしたらお知らせ願いたいと思います。子ども条例、繰り返しになりますが、大変すばらしい条例になっております。その条例に、仏をつくって魂を入れずということのないようにぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

職員の定員適正化計画、あるいは人事異動についての御質問でございましたが、先ほど私が答弁したとおり、人事というのは信頼関係が最も大切でありますし、市民に奉仕する職員を私としても大事にしながら人事異動を実施してまいりたいと考えております。

それから、物件費の呼称の件についてであります。全国自治体共通の呼称というふうになっております。したがって、国の方針による財政上の分類によるものでありまして、御理解を賜りたいと思います。

それから、T P Pの問題については、従来から答弁をいたしておりますとおり、参加になりますと由利本荘市の農家にとっては壊滅的な打撃を受けるというようなことで反対の意思を表明しておるわけでありまして。そういった一般市民の皆さんに対しても、共通理解を得るために研修会等を関係機関と連携をとりながら実施してまいることが一番大事なことでないかなと考えております。

それから、福祉医療費の拡大についての概算であります。小学校6年生まで医療費を無料にした場合、さらに5,000万円ほど経費がかかると、こういうことでございます。

以上であります。

議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君、再々質問ありませんか。

3番（佐々木隆一君） 終わります。

議長（渡部功君） 以上で、3番佐々木隆一君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時39分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番伊藤岩夫君の発言を許します。1番伊藤岩夫君。

【1番（伊藤岩夫君）登壇】

1番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫でございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、2月22日に起きましたニュージーランドのクライストチャーチ市の大規模地震で亡くなられました多くの犠牲者の方々に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。

特に、被害に遭われました日本人のほとんどは、これから社会の第一線で活躍する若い人たちであり、その志がかなえられずに、あのような事態に遭われましたことを思いますと、胸がかきむしられる思いでございます。

また、被災されたニュージーランドの方々に対しまして、一刻も早い復興と安全な生活を取り戻されますことを願うものであります。

日本もニュージーランドと同じ地震大国であります。教訓は生かされなければなりません。地震に対する不断の備えを怠ることのないよう、特に耐震事業においては、十分な対策を行うべきと考えます。

それでは、通告に従い大綱3点について、質問に入らせていただきます。

初めに大項目1、福祉施策について、(1)介護問題についてであります。

日本は今、人類が経験したことのない超少子高齢社会へと突き進んでおります。人口に占める65歳以上の割合は22%を超え、2025年には高齢化率が30%に達すると予測されております。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望し、必要な介護サービスの基盤整備の目標などを示す新たな介護施策が必要と考えます。

介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、この10年間で国民の間に広く定着してきましたが、その一方で、サービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に増大し、制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっております。そして、要介護者や家族にとって深刻な問題は、1割負担であっても介護度が重くなるに従い、経済的に過度の負担となっております。

また、要介護度が重いひとり暮らしや訪問看護など医療系のサービスを多く必要としている人などは、要介護度別に設けられたサービスの上限額を超えてしまい、全額自己負担となるため、必要なサービスを受けられない人もおります。その一方で、このままの介護保険料では介護保険制度を賄い続けること自体が難しくなっております。2025年を見据え、介護保険料と公費負担の割合を大胆に見直す必要があると考えます。

一方、高齢者の年金水準が変わらない中で介護保険料は上昇しております。高齢者の介護保険料については、年金受給額に対して過度なものとならないよう現行の所得段階別保険料を見直し、所得に応じてよりきめ細かい設定を行い、低所得者の保険料の一層の軽減を図ることも急がれる課題であります。

また、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設系や、認知症高齢者グループホームなどの居住系については、地域の実情を踏まえ、計画的な整備・充実が求められます。

さらに、訪問介護サービスの利用者数は増加の一途をたどっており、デイサービス、ショートステイ、訪問の地域密着型サービスを一体的に提供する小規模多機能型居宅介護事業の大幅な拡充や認知症の地域ケア体制の充実も必要であります。

独居高齢者や高齢者夫婦世帯の著しい増加を踏まえ、地域で住み続けることができるよう居宅における必要な介護・看護サービスの提供を保証する高齢者住宅の計画的な整備、地域包括ケアシステムの充実も不可欠でございます。

要介護者の増加に伴い、2025年までに介護人材が現在の2倍必要になるという予測もある中、介護従事者を確保するとともに、質の高い介護を目指し、労働条件の整備など処遇改善に取り組むことが求められております。

だれもが一生のうちで、避けて通ることのできない介護。介護保険制度の施行から10年を迎え、介護現場では深刻な問題が山積しております。常に入所待ちで、いつまで待っても入所できない特養ホームの待機者問題や、70代の高齢者を介護する家族の半分以上が70

代以上という老老介護の実態、自宅で介護する家族の4分の1にうつ状態が疑われている介護うつの問題も深刻であります。また、シングル介護など家族の介護のために転職・離職を繰り返し、収入面の不安を抱え、先行きの見えないまま介護に踏ん張っている実態もございませう。

一方で、核家族化が進み、独居高齢者もふえております。ひとりで暮らす高齢者の介護を社会がどう支えるのかなど、課題はメジロ押しでございませう。介護事業の抜本的な運営の改善は、もう待ったなしの状況でございませう。

公明党は、昨年度末、高齢者の皆様が安心して暮らせる社会の実現を目指し、3,000名を超える全議員が介護の現場に入り、10万件を超える介護現場の声を集約するなど、全国で介護総点検運動を実施いたしました。

この介護総点検運動によって浮き彫りになったさまざまな課題や改善すべき点については、公明党の12の提案や早急を実施すべき64の対策に盛り込み、新・介護公明ビジョンとして取りまとめ、提言しておりますが、これらを踏まえた上で質問させていただきます。

初めに、介護施設の整備充実について質問いたします。

特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設系や、認知症高齢者グループホームなどの居住系については、地域の実情を踏まえ、計画的な整備・充実が求められます。

本市における特別養護老人ホームや老人保健施設の入所待機者は、現在どのくらいおられるのか。また、その対策をお伺いいたします。

また、地域の医療ニーズを踏まえ、必要な療養病床数の確保を図るとともに、公的住宅や空き学校を利用するなどケアつき高齢者住宅の拡充を図ってはどのようにでしょうか。

市長の見解をお伺いいたします。

次に、在宅支援体制の強化について質問いたします。

独居高齢者や高齢者夫婦世帯の著しい増加などに伴い、訪問介護サービスの利用者数は増加の一途をたどり、居宅に必要な介護・看護サービスの提供を保障する高齢者住宅の計画的な整備、地域包括ケアシステムの充実が不可欠であります。

地域で高齢者が住み続けることができるよう地域包括支援センターの機能強化をさらに推し進め、24時間巡回型訪問介護、訪問看護サービスを計画的に整備・拡充するべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、家族介護者の休息を支援するレスパイトケア事業の拡充や小規模多機能型居宅介護事業の整備・充実、認知症高齢者の早期診断・早期治療・ケア・相談支援の充実と権利擁護の推進、ひとり暮らしや認知症高齢者を地域で支える見守りなどの支援体制を強化するべきと考えますが、今後の本市における在宅支援体制について市長の見解をお伺いいたします。

次に、介護従事者の処遇改善及び増員施策について質問いたします。

要介護者の増加に伴い、2025年までに介護人材が現在の2倍必要となることが予測されることから、介護従事者の確保とともに、質の高い介護を目指し、労働条件の整備など処遇改善が望まれます。

介護職員処遇改善交付金事業とは別に、市独自の介護従事者に対する処遇改善策を講じてはどのようにでしょうか。

また、介護従事者の増員施策として、介護資格取得のための助成制度のさらなる拡充を

図ってはいかがでしょうか。

市長の見解をお伺いいたします。

次に、介護認定の体制についてお伺いいたします。

秋田市介護・高齢福祉課で介護認定不正処理事件が起きました。

この事件は、秋田市介護・高齢福祉課の職員2人が、昨年8月からことし1月にかけて、介護保険法に定められた介護認定審査会を開かずに495名の被保険者を介護認定していた事件ですが、介護保険制度の根幹を揺るがす行為として許されない事件であり、一人の人間の尊厳を甚だしく軽視するものであると思います。

報道によりますと、「秋田市における介護認定申請件数は、ここ数年1万7,000から1万8,000件前後で推移し、本年度は1万4,000件と見込んだのに対し、予想を上回るペースで申請が続き、1次判定を終えても審査会に回せない書類が大量に発生した」とされ、介護認定事務の繁雑さが裏づけられた事件であったと考えられます。

秋田市での介護認定不正処理事件にかんがみ、本市における現状の介護認定体制と今後の増加が予想される介護認定件数に対応した体制及び検証のあり方をお伺いいたします。

続きまして、中項目(2)障害者福祉について、障害者福祉サービスについてお伺いいたします。

障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の3障害が一元化されました。しかし、3障害のはざまとなる谷間の障害が存在しており、障害の範囲については、発達障害、内部障害、高次脳機能障害等は、判断があいまいとなっている現状にあると言われます。また、難病については、特定疾患障害福祉のみならず、医療や生活保障などあらゆる支援が必要となります。

130の臨床調査研究分野対象疾患のうちの56疾患に罹患している場合、医療費助成の制度があり、特定疾患医療受給者証の交付を受けると、治療費の一部が助成されますが、いわゆる助成制度から外れた制度のはざまに存在する方々の命を救うべく福祉サービスを考える必要があると思います。

市長の見解をお伺いいたします。

次に、障害者の地域移行、地域生活支援の充実についてお伺いいたします。

ゆり養護学校における平成20年度由利本荘・にかほ地区移行支援ネットワーク会議資料の高等部進路状況によりますと、平成12年から平成19年までの総計で卒業数が94名、そのうち一般就職数40名で42.5%でございます。施設等利用者数38名で40.4%、在宅数15名で16.0%、その他1名で1.1%となっております。一般就職に対する離職率は25%、いわゆる就職数4人に対して1人は離職してしまうという現状であります。このデータから独自に推計いたしますと、5年後の卒業生は累計で234名、就職者67名、施設利用者64名、在宅者25名となり、さらに10年後では、卒業生が累計で354名、就職者102名、施設利用者97名、在宅者38名となります。10年後に施設利用者・在宅者は現在の2.5倍となり、何らかの生活支援を受けなければ安心して暮らせない状況になると予想されます。

障害のある方が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう各種事業がありますが、本市においては、主に県の施設に頼っているのが現状のようでございます。また、知的障害者支援における社会活動の機会も事業者任せの感があるように思えます。

障害者が地域で暮らすための社会基盤や支援は、いまだ不十分であります。障害者の地域生活について実態調査を実施し、ニーズに応じたグループホーム、ケアホーム等の整備も必要と思います。地域で暮らす重度障害者を支援するため、24時間居宅介護支援体制の充実や具体的な住宅費用の保障も考えられます。障害者が地域で暮らすための社会基盤や支援の充実が、今後ますます求められます。政治としての使命を考えた場合、社会的弱者、また、それにかかわる方々に対する支援が最重要の役割と考えます。

市長の所見をお伺いいたします。

次に、障害者雇用の推進についてお伺いいたします。

さきに述べました、ゆり養護学校における平成20年度由利本荘・にかほ地区移行支援ネットワーク会議は、ゆり養護学校、県及び本市とにかほ市の福祉・労働行政関係者、職業安定所、地域の企業関係者、福祉施設関係者及びPTAの方が一堂に集い、同校卒業生の安定した社会的活動を行うための情報交換、関係機関の連絡調整及び地域に根差した継続的な移行支援体制の構築を図るために定期的に行われるものでございます。

この中で職業安定所が述べた管内企業の法定雇用の達成割合は、参考値ではありますが、対象企業66社中50%の企業が未達成のようであります。また、障害者雇用については、にかほ市も含めた本荘由利管内で411名が就業中であり、このうち身体障害が236名、知的障害が162名となっているようであります。

これから先、かつての高度経済成長期のように雇用面での余裕がある時代と違って、企業も行政も大幅に経費縮減方向に向かう中、障害者の一般就労を推進する観点から、精神障害・発達障害への適用拡大を含めた市内企業等の障害者雇用の法定雇用率の現状と市の取り組みをお伺いいたします。

また、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている、いわゆる就労継続支援、特にB型の人たちの活動メニューが不足しているとの声があります。

健常者の視点から見た仕事の効率向上等のために切り捨てられる非効率な作業部分を、この活動に当てることも一つの手段であると思います。例えば、自動販売機の製品管理・清掃作業や空き缶リサイクルの分別作業などであります。また、市の物品購入などについて障害者作業所などから計画的に実施してみてもいかがでしょうか。

市長の見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、雪害対策について、(1)生活弱者に対する支援についてお伺いいたします。

かつては自分でできた除排雪も、高齢化や単独世帯が多くなるにつれて高齢化が進む本市にあって、冬期の除排雪作業は、生活弱者にとって困難なものとなっております。

市の地域防災計画には、雪害応急活動体制が示されておりますが、対策室が対策部に、対策部が対策本部に格上げになっても、不安を抱える市民に直接的な具体策、例えば、危険な除排雪の公費助成やきめ細かな除雪対応などが無い現状にあります。

特に特別豪雪地帯とされている矢島・鳥海・東由利地域は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が多く、軽度生活援助事業での支援を除いては、蓄えた年金を取り崩して除雪経費へ充ててしまい、今後の生活に困っている方が多くいらっしゃいます。年金は、特別な出資へ使うものではなく、老後のごく一般的な生活維持のために使うべきものであると考



えます。

また、町部にあっては、連続的な降雪のため除排雪が追いつかず道幅が狭くなったり、踏み固められた雪が暖気時にぬかるんで車が立ち往生し、通行障害を引き起こしている場面を多く見かけました。全部解消するわけにはいかないと思いますが、今回の事態を教訓に交通量の多い路線、緊急時出動路線等の掌握等、きめ細かな対策が必要と考えます。

こうした現状を踏まえ、市独自の冬期生活支援として、軽度生活援助事業の拡充と具体的な地域防災計画の見直しを図るべきではないでしょうか。今後の課題として市長の見解をお伺いいたします。

次に、(2)地域の支援体制拡充策についてお伺いいたします。

今季の豪雪による地域防災の取り組みとして、仙北市では、地域運営隊組織の活躍が効果を上げていると言われております。

これは、地域の旧小学校区地域単位での地域ボランティア組織の構築を図り、あらゆる地域の独自事業に取り組んでいるものでありますが、本市における地域づくり推進事業と同趣旨の事業で、住民主導のまちづくりを進めようと仙北市が本年度から始めた事業であり、既に発足した7運営体のうち4運営体が除雪支援を行ったと聞いております。

例えば、神代地域運営体では、40歳から70歳代の27人が隊員に登録し、ひとり暮らしの高齢者宅など依頼のあった35世帯を1軒から4軒ずつ担当し、依頼は無料で、隊員には運営体が1時間当たり1,500円を支払う仕組みとなっているようであります。

これまで、除雪支援は、近所が協力し合って冬場を乗り切ってきたようでありますが、「制度化されたことで、遠慮せずに頼めるようになった」とか「報酬は多くないが、隊員もやりがいを感じている」などのコメントがあったようです。

仙北市の場合、1地域への補助金は500万円ということでありますが、市の人口や配分地域数を考えれば相当手厚い補助となっております。

本市も今後、いわゆる限界集落と呼ばれる地域がふえることにかんがみ、地域共助の考え方に立って、積極的にこのような地域支援体制の拡充に、資金援助も含めて力を入れるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、(3)被災者への修復費用助成についてお伺いいたします。

今年の豪雪による被害状況は甚大であり、その被害状況が示されております。公共施設・農業施設等については、被害額がおおむね把握されておりますが、人的被害や住家への被害額については、把握されていない現状であるように思います。

現在の不況社会情勢の中で、住宅保険に加入していない方もおります。民間の銀行などでは、今回の雪害における住宅修理などについて、低金利での特別融資を設けて支援をしているようでありますが、このような異常気象による災害時には、中項目(1)における生活弱者への支援にも関連いたしますが、市民の生活を守る市政として、住家を被災された方への修復費用の助成制度の仕組みを考えてはどうでしょうか。

市長の見解をお伺いいたします。

次に、大項目3、インフラ整備について、(1)JR羽後本荘駅のバリアフリー化についてお伺いいたします。

昨日の三浦秀雄議員の一般質問でもありましたが、私なりの観点から質問させていただきます。

私は、昨年の3月議会で、本事案について一般質問させていただきました。市長からは、「羽後本荘駅のバリアフリー化については、国の補助事業では、一日の乗降客が5,000人以上の鉄道駅が対象であることなどから、JRでの事業化は困難であること。一方、各種の調査結果から、羽後本荘駅のバリアフリー化やバスとの乗り継ぎの移動負担軽減などが大きな課題として浮かび上がったことなどを踏まえ、これからの高齢化社会の進展も考慮し、鉄道駅舎施設や駅前広場のバス乗り場の改善、また、従来より要望のある東口駅前広場や東西自由通路施設など鉄道駅舎の利便性向上やバリアフリー化について、基本構想調査を実施し、これをもとに事業化手法などを調査・検討しながら事業化に向けて取り組む」と大要このように御答弁をいただきました。

市長の推進施策である雇用・観光・環境・健康・教育、いわゆる5Kは、互いに関連し合ってその効果を発揮するものと考えます。これを羽後本荘駅についてみますと、鉄道は、車にかわって高齢化する人の足となり、二酸化炭素削減による環境負荷を抑えるための交通手段となります。また、羽後本荘駅は、鳥海・矢島・由利高原等の観光地域への誘引としての連結手段である由利高原鉄道の出発点でもあります。由利高原鉄道も観光パーツそのものであると思います。

東北新幹線が青森市まで全線開通し、大都市圏の人の意識も東北は近くなったと思う感が深まってくると思います。新幹線を利用した観光客は、秋田市から由利本荘市への足を鉄道で連結することにより、便宜性がよくなり旅費の軽減にも大いに貢献するものと考えます。

また、市内3校の高校生の乗降駅であることや、この秋完成する文化交流館「カダレ」への玄関口ともなります。高齢化が確実に進む公共施設のあり方を考えたとき、由利本荘市における鉄道の玄関口となる羽後本荘駅は、何を備えなければならないでしょうか。町のにぎわい創出を考えると、駅東地区との連携も、その中心となる羽後本荘駅のあり方を考えなければならないと思います。

以上のように、今後の羽後本荘駅を取り巻く未来を考えますと、環境、経済性を考えた場合の交通手段の変化、進行する少子高齢化社会、観光事業の興隆、人に優しいにぎわいのあるまちづくり、そして必然的にそこに雇用が生まれる。まさに市長が推進する5Kが含まれております。昨日の三浦秀雄議員の一般質問でもありましたが、駅の昇降設備設置については、喫緊の課題として早急を実施すべきと考えます。

本年度当初、交通結節拠点機能向上調査事業の地域公共交通の結節拠点であるJR羽後本荘駅のバリアフリー化等の調査経費として、新規に予算化されておりましたが、その結果と今後の取り組みについて市長の所見をお伺いいたします。

最後に、(2)本荘由利総合福祉エリアに通じる水林停留所の待合室の設置についてお伺いいたします。

昨年の3月定例会にて、ゆり養護学校・水林新生園・医師会病院等、福祉施設のある本荘由利総合福祉エリアの環境整備の中で、水林停留所の待合室の設置について一般質問をさせていただきました。

市長から、「羽後交通に要望して羽後交通が設置する方法と市が設置して維持管理していく方法があるが、設置後の維持管理のあり方を含め、利用実態の把握と必要性について検討し、関係機関と協議する」との答弁をいただきました。その後の経過及び結果をお伺

いいいたします。

以上、大綱3点について質問させていただきましたが、市民にとってわかりやすい御答弁をお願い申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 伊藤岩夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1、福祉施策について、（1）介護問題について、介護施設の整備充実についてお答えいたします。

介護施設入所待機者についてでございますが、平成22年10月1日現在で県が実施した調査によりますと、本市における在宅での入所申込者数は、特別養護老人ホームに302人、介護老人保健施設に62人、合計364人となっており、前回の平成22年4月1日現在から、合計で19人増加しております。

保険者である本荘由利広域市町村圏組合の資料では、在宅に限らず、入院中・施設入所中を含めた入所申込者数は、特養672人、老健98人、合計770人で前回より71人の増加となっております。

また、入所待機者対策については、平成22年中にグループホーム3ユニット、27人分が開設し、平成23年4月1日には特別養護老人ホーム100床が開設予定となっており、特別養護老人ホーム、老人保健施設にグループホームを加えた本市の施設・居住系施設の定員数は、平成22年度当初の961人から12.4%増の1,080人となります。

今後の対策についてであります。今まで国の方針でありました施設・居住系施設の利用者数を、要介護度2以上の認定者数の37%以下とする参酌標準が撤廃となることから、平成23年度中に策定する次期高齢者保健福祉計画における施設整備計画量は、保険者が第5期介護保険事業計画を策定する際に実施する日常生活圏域ニーズ調査の結果を、構成市が共有し分析するとともに、今後の入所申込者の状況と介護給付費の市財政負担、介護保険料水準とのバランスを図りながら、適正な介護サービス事業量として見込んでまいります。

次に、介護療養病床の確保についての御質問でございますが、国は、平成24年3月までに介護療養病床を廃止し、老人保健施設等への転換を促す方針でしたが、転換の進んでいないことから、廃止の期限を平成29年末まで6年間延期する新たな方針を示しております。

市といたしましては、療養病床の廃止により、入院している方の行き場所がなくなることのないよう、国土交通省と厚生労働省が連携して創設する介護・安否確認つき高齢者向け住宅の供給を促進する制度など、今後の国の動向を注視するとともに、御提言のありました公的住宅や空き学校の利用など、関係部署と協議してまいります。

次に、在宅支援体制の強化についてお答えいたします。

初めに、本市の高齢者の状況について申し上げますと、総人口に占める高齢者の割合は28%を超え、人数にすると約2万5,000人となっております。高齢者のみの方の世帯は5,452世帯となっており、このうちひとり世帯が2,841世帯、2人以上の世帯が2,611世帯となっております。

高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して生活が続けられるように、地域包括支援センターの総合相談業務などを9カ所の在宅介護支援センターに委託し、いつでも身近なところで相談ができる体制となっております。また、保険者の本荘由利広域市町村圏組合が策定した第4期介護保険事業計画の中で、地域に密着した施設として、本年度、小規模多機能型居宅介護3カ所のうち1カ所が事業開始となっておりますが、認知症対応型共同生活介護については、3カ所が事業開始となっております。なお、夜間対応型訪問介護につきましては、3事業所の整備を見込んでおり、今後も計画的な整備・拡充に努めてまいります。

また、家族介護者の休息を支援するため、短期入所施設の計画的な利用を促進するとともに、介護者同士がお互いの悩みや情報を交換し、交流できる場として、家族介護者の集いを社会福祉協議会等に委託しております。

さらに、ひとり暮らしや認知症高齢者に対しては、民生委員や社会福祉協議会と共同で戸別訪問による実態把握に努めるとともに、地域住民を対象に認知症サポーター要請講座を27カ所で実施し、989人のサポーターを養成し、地域で支え合い見守る支援体制に努めております。

今後、高齢者が住みなれた地域で住み続けることができるよう、地域包括的ケアシステムの充実を図っていくために、介護、医療、福祉、住宅などの関係機関との密接な連携が必要であることから、その中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化に努めてまいります。

次に、介護従事者の処遇改善及び増員施策についてお答えいたします。

厚生労働省は、平成20年度の介護従事者数約218万人のうち介護職員数は約128万人と、制度創設時の2倍以上となっておりますが、介護職員については、少子高齢化の進行により労働力人口の減少とあわせ離職率が高いことから、今後、平成26年までに約40万人から60万人の不足が見込まれると推計しております。

国内で全産業的に労働力の確保が困難となっていくことが見込まれる中で、限られた労働力の中から国民のニーズに的確に対応できる質の高い福祉・介護人材を、安定的に確保していくことは喫緊の課題であります。

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成23年度末までの間、介護職員1人当たり月額平均1万5,000円を交付するものですが、厚生労働大臣は、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示しております。

この交付金は、利用者に直接サービスを提供する介護職員を対象としており、訪問看護やケアマネジャーが利用者のケアプランを作成する居宅介護支援事業は対象外となっております。

介護保険制度は、保険料と国・県・市町村からの負担金を財源として、高齢者を社会全体で支える仕組みであります。このため、介護に携わる職員の処遇改善につきましても、市単独事業ではなく、国において統一的に対応すべきであり、交付金の対象事業や対象職種の拡大、介護報酬の増額をさまざまな機会をとらえて、国に対し改善を要望してまいります。

なお、市では、介護分野への新規就労を希望する方などを対象に、ホームヘルパー講座

1級、2級課程を受講された場合に受講料の半額を助成する介護福祉キャリア転換支援事業と、介護現場で働きながらホームヘルパー2級資格を取得する介護資格取得・介護労働力確保事業を平成23年度も引き続き実施し、介護従事者の人材養成に努めてまいります。

次に、介護認定の体制についてお答えいたします。

本市の介護認定体制につきましては、平成21年度は新規申請1,038件、更新申請3,620件、変更申請382件、合計5,041件の介護認定調査書を本荘由利広域市町村圏組合の介護保険課を通して介護認定審査会に上程しております。

審査委員は、医療分野64人、保健分野19人、福祉分野19人、計102人から構成され、7合議体を設置し、原則的に毎週月・水・金曜日の週3回の審査会を開催していますが、審査件数が多い場合は一日に2つの審査会を開催しております。

1回の審査会では、医療分野2名、保健・福祉分野各1名ずつの計4名で行われております。平成21年度は、にかほ市分と合わせて年148回、1審査会平均で44件の審査数となっております。認定調査件数は、平成21年度の月平均420件から平成23年1月末現在で月平均484件と増加しております。

更新申請・変更申請の認定調査につきましては、居宅介護支援事業所や介護保険施設に委託できますが、新規申請の認定調査は、総合支所を含め約20人の市職員が実施することになります。新規申請の増加傾向は、今後も続くものと想定され、また、入院先の本荘地域の病院内で調査するケースもふえていることから、過度の事務負担を回避すべく、長寿支援課に臨時介護認定調査員を配置するため、平成23年度一般会計当初予算に介護調査費として賃金などを予算計上させていただいております。

認定申請書、医師意見書及び調査書は、市職員による確認後、さらに広域の介護保険課職員が照合し、作成した資料が審査会にかかり判定結果が出ますので、不正処理は考えにくいところでありますが、今後とも事故防止体制の徹底に努めてまいります。

次に、(2)障害者福祉についてであります。障害者福祉サービスについて、障害者の地域移行、地域生活支援の充実について、障害者雇用の推進については、関連がありますので一括してお答えいたします。

難病患者に対する福祉サービスとしては、難病患者等居宅生活支援事業を実施しているところであります。

医療費助成につきましては、御質問のとおり、国が定めているいわゆる特定疾患調査研究分野の対象疾患130疾患のうち56疾患に罹患している場合は、特定疾患医療受給者証を受けることにより治療費の一部が助成されております。残りの74疾患については、助成の対象にならない現状にあり、特定疾患とそれ以外の疾患には大きな格差が生じております。難病対策につきましては、市独自の対象拡大は考えておりませんが、国の総合的な判断による全国一律の支援のもとに、平等に治療が受けられるべきものと考えております。そのためには、医療費助成対象疾患の拡大や原因の究明と治療法の早期発見、医療体制の整備など対策の充実・強化が必要と考えますので、関係機関に対し強力に働きかけをしてまいります。

身体・知的・精神の3障害を一元化し、福祉サービスを提供する障害者自立支援法は、平成18年より施行されたものの平成25年をめぐり新法への移行が予定されております。昨年12月には、新法へのつなぎとも言える改正法案が可決されております。

改正法には、応益負担から応能負担への変更、発達障害者の定義の明確化、ケアホームやグループホーム利用者に対する特別給付費などが盛り込まれるなど、市としては一定の評価をしているところでありますが、今後も国の動向を注視してまいります。

市では今年度、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指して、障がい者自立支援協議会を設置し、全体会を2回、専門部会を11回開催し、地域資源の把握、地域の中での福祉課題の掘り起こし、今後の支援体制のあり方などについて検討を重ねてまいりました。

御指摘のありました今後不足が予想されるグループホームやケアホームの整備、24時間居宅介護支援サービスを提供できる事業所の育成、障害者自身が製作した製品等の販路の拡大方法などについて、関係事業者などと協議を重ねているところであります。

障害者作業所等からの物品購入については、市として購入できる物については検討してまいります。また、新年度予算には、第3期障がい者福祉計画策定経費を計上しており、計画策定の一環として、障害者の地域生活の実態、そしてニーズを把握するための調査を予定しております。

障害者の一般雇用の推進については、市内事業所内に設置されている障害者雇用サポートセンターやハローワーク本荘等との連携を図りながら就業支援を行っているところであります。

障害者の雇用については、法律で1.8%以上の障害者を雇用することが義務づけられております。ハローワーク本荘によると、管内の平成22年度の民間企業における障害者雇用率は1.43%であり、法定雇用率達成企業の割合を見ますと51.7%となっております。雇用情勢の厳しい現状においては、民間企業における障害者の雇用機会の確保についても、まだまだ厳しい状況が続いていると認識しております。市といたしましては、こうした民間企業における雇用拡大への協力と国の助成金制度等の周知及び情報提供などとあわせ、関係機関との連携を密にし、雇用環境の拡充に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2、雪害対策についてお答えいたします。

(1)生活弱者に対する支援につきましては、1月11日に雪害警戒室を設置して以降、高齢者世帯などを職員や民生委員、消防団員が見回りを実施し、安全確認などをしてまいりました。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯や身体障害などで自力で除雪作業が困難な方への支援につきましては、由利本荘市地域支え合い事業の軽度生活援助事業による敷地内の除雪作業を、委託先であるシルバー人材センターで実施いたしております。その状況は、1月末時点で、ほぼ市全域において過去最高の延べ8,188時間実施しており、市民の皆さんからも評価をいただいております。加えて、生活弱者などを対象とした豪雪時であっても、住家で安心して生活を送れるように支援する単身高齢者等雪下ろし経費助成事業もありますので、その周知に努めてまいります。今後もさらに他の支援方法についても検討してまいります。

次に、(2)地域の支援体制拡充策についてであります。今後、人口の減少とともに高齢化・過疎化・空洞化が進み、地域力が衰退することが予想されます。しかし、こうした状況下にあつて、自治会長を中心に、民生委員や消防団員など地域を知り雪を知る頼も

しい組織が地域ぐるみで除雪体制を整備し、要援護者などの家庭の除排雪を実施している地区もありますので、このようなモデルケースが各地域にも広まるよう、そのPRに努めてまいります。

また、平常時から地域の人々の交流を通じた住みよい地域をつくらうというコミュニティー活動の基本には、自分たちのまちは自分たちで守ろうという連帯意識が重要であり、地域防災のための住民活動は、さまざまなコミュニティー活動の核となるべきものであると考えます。

今後とも地域共助のもと、防災リーダーの育成と自治会の枠を超えた自主防災組織の体制づくりの強化に努め、防災コミュニティーづくりの推進を図ってまいります。

次に、(3)被災者への修復費用助成についてであります。このたびの大雪による住家等の一部破損は、2月末現在で53件、非住家の全壊・半壊等が57件発生しております。その支援として、低所得者や高齢者などの生活弱者に対しては、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度があり、こちらを活用して補修などを勧めているところであります。

住居被害の修復に対する市の助成制度につきましては、雪害だけではなく、水害や風害、地震災害などでも住居への被害が発生することから、今後、他の自治体の事例なども調査しながら、そのあり方について研究してまいりたいと思います。

なお、2月中旬より積雪、降雪ともに落ち着いておりますが、今後は、融雪による雪崩や水害、落雪による人的被害も想定されることから、今後も雪害対策に万全を期してまいりたいと思います。

次に、3、インフラ整備について、(1)JR羽後本荘駅のバリアフリー化についてお答えいたします。

これからの高齢社会の進展を考慮し、交通結節拠点としての鉄道駅舎施設の利便性向上とバリアフリー化に関して必要な基本構想調査として、今年度、交通結節拠点機能向上調査事業を実施しております。

調査結果については、羽後本荘駅並びに周辺区域の現状と課題を整理し、その課題を解決するための施設整備等に関して取りまとめており、大きな課題を3点挙げております。

課題の1点目は、異なる交通手段の接続の改善であり、具体的には、現状ではバス待機場所が2台分のスペースしかなく、一部バス路線は羽後本荘駅を経由しないため、乗り継ぎにおける移動の負担が大きいことによるものであります。

2点目は、東西市街地の一体化の醸成であります。これは、鉄道敷により市街地が分断され、特に歩行者にとっては迂回を強いられ、不便を感じるなどが予想されており、この解消が求められます。

3点目は、バリアフリー化への配慮であり、御案内のとおり、駅改札口からホームまでの移動経路にエレベーターやエスカレーターなどがなく、高齢者や障害者にとっては移動の負担が大きいものとなっております。

これらの課題を解決するため、駅東口と西口広場の整備、橋上駅舎及び東西自由通路の整備などが必要となり、先進地事例の関連施設整備なども参考にしながら、今後、事業化の取り組みについて、関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)本荘由利総合福祉エリアに通じる水林停留所の待合室の設置についてお答

えいたします。

御質問の国道7号の水林停留所については、秋田県立ゆり養護学校の生徒や水林新生園の利用者が、通学・通園の際に多数利用しております。特に帰宅時のバス待合は、交通量の多い国道7号沿いで多くの方々が長時間の待合になるということもあり、歩道をはみ出しての腰かけなど、本人だけではなく、自動車、自転車、歩行者ともに危険を感じる状態が続いていたところでもあります。そのため、市では、昨年9月17日付で羽後交通株式会社あてに、秋田県立ゆり養護学校長、福祉法人つまい福社会理事長及び由利本荘市長の連名により、待合室設置の要望書を提出したところでもあります。

これを受けて、羽後交通株式会社からは、同年9月28日付で「水林停留所は、日ごろから多数のお客様に御利用いただいており、安全性と利便性を確保する上でも待合室設置の御要望におこたえしたい」との回答をいただいております。

なお、設置時期につきましては、このたび再度確認したところ、「平成23年度の早い時期に設置したい」とのことですので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 1番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。

1番（伊藤岩夫君） 御説明ありがとうございました。特に水林バス停については、関係当事者が要望書を出して直接行ければよかったと思いますけれども、かわって市長が働きかけてくれたこと、また実現に向かって動き出したこと、大変にありがたく思います。お礼を申し上げます。

それから、介護問題につきましては、いろいろ国の施策がありますので、市長のいろいろな答弁を聞きまして、鋭意努力しているというのはよくわかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

質問として2点ぐらいお願ひしたいんですけれども、1つは今回の雪害対策について、私も1月の豪雪のさなか現場を歩いてまいりました。被災に遭った方々からの声があったんですけれども、「報道では、由利本荘市で対策部が対策本部になったというふうなことでありますけれども、じゃあ実際に現場で被害に遭われた方、また、豪雪によって悩まされている方に直接的に何か変わりがあるのか」ということを聞かれました。対策マニュアル、計画については、災害に対する体制ということで内部的な行動要請が充実してくると。パトロールとかそういう人方がどういうふうに着集するとか内部的なものであると思いますので、今後は、現場で被災された方々、それから要望が出ている方々に、本部になったから言えば建設業者がすぐ来てくれるとか、そういうようなきめ細かに、本部になったからすごく変わったなということを制度的に考えていかなきゃならないのかなと、そういうふうに思いますので、せっかく防災計画がありますので、その中身をもう少し現場、市民のためにどういうふうな変化になるのかということまで詰めた形でやれないのか聞きたいと思います。

それから、もう一つ、羽後本荘駅のバリアフリー化についてでございますけれども、先ほど「事業化に向けて取り組んでいきたい」という答弁がありましたけれども、その具体的スケジュールを今後示してもらえれば大変ありがたいと思いますので、その辺のところをもう一回聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。



議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 1つ目の雪害対策についてでありますけれども、ことしは大変な豪雪ということで、豪雪対策本部まで設置をしたわけでありましたが、市民の皆さんからさまざまな御意見や御要望をちょうだいしております。それを踏まえまして先般、来年度に向けて詳細なマニュアルといいますが、そういうものが今までなかったそうでありますので、こういう場合はこういう対応をするというような具体的なものに踏み込んだ除雪対策、きめ細かな除雪対策をするように指示をしたところでございます。

それから、バリアフリー化の問題については、昨日の三浦秀雄議員、そして伊藤岩夫議員から同趣旨の御質問でございましたが、今後できるだけ早い機会に関係機関と、私みずからお会いをしながら市民の切なる要望について対応していただくように協議を進めてまいりたいと思います。

時間的なスケジュールは、これは相手もあることでありますし、また、市でできるものについては、市で対応をしていきたいと思っておりますので、その辺を整理しながら十分質問の趣旨を尊重しながら対応していきたいと、こういうふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（渡部功君） 1番伊藤岩夫君、再々質問ありませんか。

1番（伊藤岩夫君） ありません。ありがとうございました。

議長（渡部功君） 以上で、1番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番渡部専一君の発言を許します。16番渡部専一君。

【16番（渡部専一君）登壇】

16番（渡部専一君） グループ創風の渡部専一です。平成23年の今3月議会、13番目の最終の質問者になりました。議長のお許しをいただきましたので、6項目につきまして質問させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

3月に入りまして、さすがのあの豪雪の景色も徐々に薄れ、海の色、川の流れ、そして町並みにも春の気配が漂ってきたようであります。新しい年度も間もなく始まります。

平成23年度は、由利本荘市として7年目、22日の本会議で行われた市長の施政方針にもあるように、新市誕生後の一大プロジェクト事業として進められてきました文化交流館「カダーレ」がオープンします。また、長い年月と膨大な事業費が投入されました本荘中央地区土地区画整理事業もほぼ完成となるようであります。

そして、25年開校予定の鳥海地域統合小学校、26年開校予定の岩城松ヶ崎地域統合小学校の建設事業など、新年度に推進予定の各種事業をもとに、今議会には442億7,000万円の一般会計予算案が上程されておりますが、これまで以上に効率のよい予算執行と、そして確かな市政運営が求められると思っております。

何をなすにも人であります。一つの物事をするにも、その人の考え方、やり方で大きく

違ってきます。そういう思いの中で、最初に綱紀肅正と職員の意識改革について質問させていただきます。

県内では最近、教職員の人件費の予算計上ミス、また、市の職員が法で定められた介護審査会を開かず独断で495人を認定した介護保険にかかわる問題、そして、住民の所得税の確定申告書を本人に無断で作成し提出して、還付金を不正に受け取ったと指摘された問題など、法を遵守すべき公務員としての自覚や意識の低さ、そして著しい倫理観の欠如と思われるような不適正な事務処理が新聞等で大きく報道され、行政への批判や不信感が高まっています。これらは、よその自治体で起こったことではありますが、遠くの出来事ではありません。

本市においても、昨年末、連続して明るみになった市職員による畜産関係団体会計の不適切処理、使途不明金問題や下水道料金の徴収漏れ、国民健康保険事業の事務処理ミスによる交付金の過大受給などがあり、これにより処分が行われ、再発防止策が立てられたところでもあります。

いずれのケースも、その原因は、基本中の基本であるチェック機能の甘さとチェック機能の不備によるものと指摘されているものでありますが、本市では、過去においても税の収納に絡んだ着服事件や起債の償還漏れ、その他類似するような事務処理ミスなどがあり、チェック機能の強化を主体とした再発防止策が立てられてきましたが、残念ながらその教訓が生かされなかったということでもあります。2月には、救急車搬送先誤認の問題もありました。これについても確認不足とチェックの甘さによるものと思われる。

このことは、チェック機能の強化を主体とした対策では、再発防止策として、思ったほどの効果は期待できないのではないかと思うわけでもあります。恒久的に見れば、職員の資質を高め、意識改革を進めることが最良の防止策になるものと思います。そのためには、もっと職員同士が意見を交わせる、あるいはお互いが注意し合えるといった職場環境に目を向けた対策こそ必要だと思いますがいかがでしょうか、伺うものであります。全職員を対象とした職員研修や接遇マナーの研修も実施されてきたようでもありますので、研修の状況や研修後の評価についてもあわせて伺います。

次に、国勢調査の結果についてであります。

2010年の国勢調査の速報値が、25日に総務省から公表されました。秋田県の人口は、平成17年の前回調査の114万5,501人から5万9,623人減少して108万5,878人となり、前回調査からの減少率は5.2%となっております。翌日の新聞には「人口減少率本県最大。」と大きな見出しが載りました。本当に元気がなくなるような気がいたします。

秋田県内の各市町村では、最も減少率の大きい藤里町の11.8%から最も減少率の少ない大潟村の1.2%まで25の全市町村で人口が減少しております。

本市の人口は8万5,230人、前回調査に比較して4,325人の減少、率にして4.8%であり、減少率では少ないほうから5番目であります。また、世帯数については、75世帯が増加し、2万8,639世帯と、ほぼ横ばい状態と見ることもできますようであります。

私は、少子高齢化が進む現状を見れば、人口問題はすべてのまちづくりの基礎になるものとのとらえ方から昨年の3月定例会の一般質問において、合併以降の人口減少の数値をもとに、総合発展計画の平成26年度人口目標値8万6,000人を見ながら、「この人口対策こそ市の最重点課題として、定住化をさらに進めるための独自の政策を持って対処すべき」

との質問をしたところであります。これについて市長からは、「定住自立圏構想を推進する中で、8万4,000人台に近づけるよう鋭意取り組む」との答弁をいただいたわけでありましたが、今回の結果を見ても、この数値の確保は厳しいものがあると思います。

調査結果の公表を受け、この人口減少に対して、どのような判断をされておられるのでしょうか。また、それをもとに新たな取り組みがあるのでしょうか、伺うものであります。

国勢調査は、国や地方公共団体の行政施策を初め、地方交付税の算定などにも利用されるとされています。本市の場合、1年間に平均すると900人近い減少となったわけでありますが、本市の財源の主要な数値を占める交付税についても、大きな影響があるものと思います。

この交付税も含め、財政面ではどのような影響が出てくるのか、また、総合発展計画を初めとする市の各種主要な計画が、この人口減少により見直しを求められるものがあるのか、これについても伺うものであります。

次に、交流事業についてであります。

本市が行っている交流事業において、国際交流は、ハンガリーのヴァーツ市と中国の無錫市。国内交流は、いわき市、佐久市、丸亀市、高松市の4市となっていますが、それぞれにどのような交流を図るのか、どのように進めるのか、方向性が見えない、見えにくいという思いがあります。

国際交流から市長の考えについて伺います。

前回の12月定例会で市長からは、副市長と企業管理者が出席した無錫市国際友好都市交流会について、「交流会は、出席者の意見交換や企業の視察を行い、特に現地の旅行会社とは本市への観光ツアー誘致に向けて面談を行い、有意義に交流を深めたとの報告を受けた。今後も機会あるごとに親密に交流を継続し、来年度は友好都市10周年の記念事業を検討したい」との報告がありました。

海外、特に中国からの観光ツアーに期待を持てるものと受けとめました。今後、この観光ツアー誘致については、どのように取り組もうとしているのか、国際交流を促進との観点から伺うものであります。

また、国内4市との交流事業については、合併後は縮小傾向に推移してきた感はありませんが、合併して6年、本市は中心部の町並み整備も進み、周辺地域には、鳥海山、日本海などの自然資源があり、文化財としての本海獅子舞番楽、伝統工芸のごてんまり、そして鳥海りんどう、秋田由利牛など全国に誇れるものがあります。これを活用しながら、本市の知名度を全国に高めるためにも、この都市間交流に、もっと積極的に取り組んでもよいと思うのですがいかがでしょうか。市長が考える都市交流の今後の方向性について伺うものであります。

3つ目は、特にいわき市との交流についてです。いわき市とは本年が25周年となることから、記念式典をいわき市で行う予定であるとのことであります。いわき市との間では、現在も民間市民団体や中学生が、毎年相互訪問を行いながら中身の濃い交流が続けられてきております。この交流をさらに促進し、強化するためにも災害支援協定を検討できないものか伺うものであります。

近年は、温暖化の影響とも言われる異常気象等で大型災害が多発傾向にあり、日本海には地震の空白域があるともされております。過去にも新潟沖地震、日本海中部地震など日

本海沖を震源とする大きな地震が発生しております。

市長は、今議会の施政方針で、総合発展計画の主要事業の見直しを行うこととし、主な見直しの第1点目として、大地震に備えた公共施設の耐震性の確保対策を上げておりますが、地震対策の重要性を考慮したものと受けとめております。

今回のこの交流の節目となるいわき市の25周年に災害支援協定を検討することは、由利本荘市として新たな関係を構築し、発展させるためにも意義深いものであり、災害に強い由利本荘市としてのイメージアップにもつながるものと思います。災害支援協定について市長の考えを伺います。

次に、地域公共交通政策について伺います。

市内各地域で羽後交通が運行するバス路線の廃止を受け、代替交通として市営バスによる運行が計画されております。今議会にも、今月末に廃止される西目線に対応するための市のコミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案が提出されておりますが、この後も、来年、平成24年3月には、岩城地域の亀田線と君ヶ野線、鳥海地域の本荘笹子線、そして大内地域の高尾線、中田代線の廃止が明らかになったことにより、バス購入の予算も計上されているところであります。

高齢化社会が急速に進行する中においては、通院や買い物等日常生活に必要な足の確保は、行政が優先的に取り組むべき重点課題であります。市営バスの運行にかかわることにより民間営業バスの路線と重複する路線については、市役所や旧本荘地域への直通が制限されるおそれがあり、乗りかえ乗車となることも予想されます。

高齢の利用者の中には、運転免許を返上したり、他に交通手段を持たない、このバスだけがどこかに出かけるための唯一の足としている方もふえております。このためには、今より不便にならないようにというのが利用者の思いであり、基本であると思います。運行計画については、地域公共交通再生協議会での議論になると思いますが、運用形態は、業務委託としての運営となるのか、直営とするのか、また、営業バスを運行する民間バス会社に業務を委託した場合は、乗りかえなしの直通が可能とならないのか、運営の基本的な考え方について伺います。

また、運用上の問題として、運行便数、運行時間、運行経路などの設定がありますが、それぞれの地域の実情に合ったやり方や計画を立てる段階で広く利用者の意見を反映させるための対応などの配慮が必要と思います。福祉の面から高齢者あるいは身体障害の方の利用についても、割引制度が検討されてしかるべきと思いますが、どのような考えているのでしょうか、伺うものであります。

次に、外資系企業の山林買い占めについてであります。

昨年の11月末、北海道においては、中国、シンガポール、オーストラリアなどの企業や個人により取得された森林が、33カ所820ヘクタールあることが、道の調査で判明したという報道がされました。埼玉、山梨、岡山県などでは水源に近い山林を、中国などの外国資本が買収の打診をしてきていることが明らかになり、また、同じような事例は三重県、長野県においても確認されているようであります。そして、つい最近、隣の山形県の最上川源流で、外国人による森林購入が明らかになったとの報道もありました。この背景には、水資源の獲得やCO<sub>2</sub>の吸収源とされる森林に、二酸化炭素排出量取引を期待しての取得などもあるとの指摘もあるようです。

秋田県は、森林面積82万1,800ヘクタールを有する全国でも名立たる森林林業県であります。その中でも本市は、林野率74%、8万9,500ヘクタールの森林を有しており、取得対象とされる、いわゆるねらわれる可能性も高いと思われます。県では、県内においては取得されたケースはないとのことでありますので、由利本荘市にもないこととなりますが、買い占めにつながるような動きはないか、過去になかったか、情報収集やこの問題について市長はどのように考えておられるのか伺うものであります。

インフラとしての水資源は、住民の安全・安心の源であります。調べてみますと、この事態に対処するための動きとしては、自民党が議員立法として、届け出義務や罰則を強化する森林法の改正案と水源を守る緊急措置法、地下水利用法を国会で提出することを目指して作業を進めており、また、外国人土地法の改正についても検討中とありましたが、その後の経緯はよくわかりません。

国土利用計画法では、一定規模以上の土地を単独、または一団で買った場合は届け出が必要となります。区分がありますが、例えば都市計画区域外では、1ヘクタールを超える土地の取得についてであり、小面積は対象外となることから、これについても何らかの規制が必要と思いますが、現状では取得に対する規制は、困難との見方もあるようであります。

一市町村の問題として処理できるようなものではありません。市長は、国・県に対し法の整備や条例による規制ができるよう要望すべきと思いますがいかがでしょうか。乱開発につながるような行為から、水資源や森林機能を守るためにも情報収集は大事です。情報収集の体制と今後の調査の必要性についても伺います。

最後に、学校教育と施設整備について伺います。

1つ目は、秋田県の中学校では初の矢島中高連携校についてです。

計画当初は、中学校生徒の生活面や学習面で心配されたこともあったやにも聞いておりますが、地域に根差し、中学生の進学面でもよい結果を残しているとの声を聞いております。実態としてそうであれば、効果の上がった成功事例として大変喜ばしいことであります。開校から2年、地域や保護者の皆さんは、どのような受けとめ方をしておられるのでしょうか。そして教育委員会では、どのような評価をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目は、小中連携校についてです。平成26年に開校を予定して計画が進められております岩城松ヶ崎地域統合小学校について、教育長は、「児童生徒数が少なくなることから、小中連携構想を見据えて校舎等の配置などを考慮してまいりたい」と議会においても答弁されております。この統合小学校を連携校構想として進める場合には、その期待される教育効果としてはどのようなものがあるのか、また、施設整備面の有利性は。そして、クリアすべき問題点があるとすれば何か伺いたいと思います。

3つ目です。登下校の交通安全対策についてであります。通学路は、国道341号やこれに接続する市道利用を計画しているようですが、学校用地に隣接する道路は、インター利用と亀田地区に入るメイン道路であり、交通量も多く、学校周辺の対策は特に配慮する必要があります。開校まで整備が間に合うのでしょうか、整備計画について伺います。

以上、6項目について質問させていただきました。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、渡部議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、綱紀肅正と職員の意識改革についてお答えいたします。

昨年末のたび重なる不適切事務処理の発生については、最高の管理監督の立場にある者として責任を痛感するものであります。こうした事案に対しては、いかに予防できるかが大命題であり、そのためのチェック機能強化や職員の士気高揚、資質向上が重要となってまいります。また、職員同士のコミュニケーションを強化し、職場が明るく、活力に満ちた場であることが大切であると思っており、そのためのステップアップとして職員研修を実施しているところであります。

平成22年度のこれまでの研修状況であります。受講者数で申し上げます。秋田県市長会、秋田県市町村振興協会及び市町村アカデミーが主催する外部研修を受講した者が52名、講師を招いての市の独自研修として実施した業務改善研修、人事評価制度研修及び接遇研修を受講した者が344名であり、合計396名となっております。

研修効果についてであります。特に全課長への業務改善研修においては、タイムマネジメントへの意識改革や就業時間の効果的活用が浸透しているようであります。また、副市長による全課長ヒアリングによれば、「管理監督の立場にある職員の職場マネジメントに対する変化が顕著である」との報告を受けており、今後も、これら各種研修やヒアリングを実施しながら、職員の資質向上を図り、綱紀肅正と職員の意識改革に努めてまいります。

次に、2、国勢調査の結果について、(1)人口減少に対する現状判断と取り組みはと、(2)どこに、どういう影響が出るかは、関連がありますので一括してお答えいたします。

総務省が先月25日に発表した平成22年国勢調査人口速報集計結果によりますと、市町村別では、秋田県内の全市町村を含め、全体の4分の3に当たる1,321市町村で減少しており、都道府県別では、減少が38道府県に上ったのに対し、増加は東京・神奈川など9都府県だけで、首都圏などへの集中が加速しているようであります。

本市の昨年10月1日時点の人口は8万5,230人で、平成17年国勢調査と比較すると4,325人、率にして4.8%の減少となりました。これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりもさらに0.4%減少と厳しい現状であり、本市といたしましては、定住自立圏構想メニューや子育て支援を初めとする少子化対策にさらに踏み込んで取り組む必要があると考えております。

国勢調査人口は、交付税算定に用いる基礎数値の根幹であり、人口の増減が行政執行の基準的な必要額である基準財政需要額に反映されますので、この人口減少により本市の基準財政需要額は減額算定となります。こうしたことから、当初予算の編成では慎重を期したところであり、7月の普通交付税本算定の数値を確認し、財政計画に反映していきたいと考えております。

次に、市の各種計画についてであります。国勢調査の結果は、これから順次、各種項目の数値が発表されることになっておりますので、本年10月に予定されている人口等基本集計の結果について、市の各種計画における人口推計と比較・分析していくこととなるほか、次期総合発展計画策定におきましても、この結果をベースに新たな目標人口を設定していくことになるものであります。

次に、3、交流事業について、(1)国際交流について、無錫市からの観光誘致についてにお答えいたします。

昨年10月、無錫市が主催する国際友好都市交流会に村上副市長、藤原企業管理者が訪問いたしました。その際に現地旅行会社と商談する機会があり、本市へのツアーの誘致をお願いしてまいりました。

本年は、無錫市交流10周年の年に当たり、民間レベルの観光客誘致を図る目的で、市内2泊滞在型で、春・夏・秋・冬の4コースを無錫市国際友好都市交流モニターツアー事業として、無錫中国国際旅行社へ提案しているところであります。先月下旬にいただいた連絡によりますと、無錫市の旅行会社の方々を中心にしたツアーを5月に計画する予定であるとの情報が届いております。まずは、旅行会社の方々に本市の魅力を十分に知っていただき、今後も積極的にツアー商品の企画を提案して、無錫市との国際交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)国内交流についての 本市を全国に発信するための交流促進はと、大型化する災害に対する支援協定はとは、関連がありますので一括してお答えいたします。

国内交流につきましては、いわき市とは、旧藩祭といわきおどりへの一般市民相互参加と中学生の相互訪問による交流を実施しているほか、佐久市・高松市・丸亀市とは、物産展などへの参加による物産販売などによる交流を実施しております。友好交流事業につきましては、国内・国外を問わず今後も継続すべきものと考えております。

現在、本市が友好都市などとして交流している国内4都市と国外3都市につきましては、市のホームページにおいて紹介させていただいておりますが、本市の物産や伝統文化につきましても、友好交流事業を通して積極的にPRしてまいりたいと存じます。

また、大型化する災害に対する支援協定につきましては、地震などの大規模災害が発生した場合、被災自治体のみで多岐・多量の応急復旧活動に対応するには限界があることから、災害対策基本法で他の自治体と協定を締結し、応援を求めることができると規定されております。

現在、本市においては県内の12市と、さらに環鳥海サミットを構成する3市並びに北東北地域連携軸構想推進協議会の9市と災害時の相互援助協定を締結しております。

いわき市との災害支援協定につきましても、両市の災害時の応急体制をより強化できるものと考えており、今後、いわき市の意向も確認しながらその準備を進め、充実した交流を続けてまいりたいと存じます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、4、地域公共交通政策について、(1)営業路線廃止後の市営バス運行の基本的な考え方はについてにお答えいたします。

昨年度策定した由利本荘市地域公共交通総合連携計画では、幹線区間は従来どおり羽後交通が担い、支線区間については、運行経費縮減の観点から地域の利用実態に応じてバス車両の小型化や、市による有償運送化により効率的で利用しやすいバス路線の再構築を図ることとしております。

御質問の羽後交通が廃止する不採算路線につきましては、基本的には、市が小型車両を購入し、市営により代替交通として運行する予定であり、乗りかえが必要となります。

また、運行形態は直営ではありますが、運転業務につきましては、可能な限りシルバー人材センターなどに委託しながら経費節減に努めてまいります。

次に、(2) 運行計画策定に地域利用者の参加をについてお答えいたします。

市による新たな有償運送の運行計画の策定につきましては、新年度、できる限り早い時期に運行計画策定のためのアンケート調査を実施したいと考えております。

そのアンケート結果に基づき、運行ダイヤ案や運行経路案を作成し、地域協議会などに諮りながら、地域利用者の意見が十分に反映されるように運行計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、(3) 障害者、高齢者等への優遇措置をについてお答えいたします。

コミュニティーバスを利用される障害者の方につきましては、現在、岩城地域のコミュニティーバスにおいて、一定の条件に該当する方については減免されております。

新年度からは、本荘地域、鳥海地域を初めコミュニティーバス運行予定の西目地域についても、岩城地域と同様に減免措置ができるよう、現在、関係規則の整備を進めておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、利用料金については、高齢者を含め幅広い方々に利用しやすく料金設定しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、5、外資系企業の山林買い占めについて、(1) 現状や情報の収集と今後の調査の必要性はと、(2) 国・県に対して法整備や条例による規制の要請をについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

渡部議員の御指摘にあるように、外国資本による森林の買収は、全国で800ヘクタールにも及び、さらに2月には、山形県最上川源流も10ヘクタールが買収されたことも報告され、大変憂慮しているところであります。

本市における森林取引については、国土利用計画法に基づく届け出により確認しておりますが、平成19年度から21年度までの過去3年間では、届け出件数は42件、面積は324ヘクタールとなっております。また、今年度2月までに、20件195ヘクタールの森林が取引されておりますが、これまでのところ、外国資本による取引と思われる事例は確認されておられません。今後も情報収集に努めるとともに、大関議員の会派代表質問にもお答えしたとおり抑止力のある条例の調査・研究を進めてまいります。

次に、法整備についてであります。森林は、国民生活に欠かすことのできない多くの機能を有しており、水源の涵養や国土の保全など緑の社会資本が損なわれる懸念があることから、現在、各政党においても検討がなされております。

本市としても、森林取得に関する新たなルールづくりについて、関係機関とも協議をしながら、国・県に対し働きかけをしてまいります。

次に、6、学校教育と施設整備について、(1) 矢島中高連携校の評価は、(2) 岩城松ヶ崎統合小学校建設計画についての各小項目については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長(渡部功君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 渡部専一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

6の学校教育と施設整備についての(1) 矢島中高連携校の評価はについてであります。平成21年度より矢島中学校と矢島高等学校は、全国でもまれな設置者の異なる中高一体型の連携校としてスタートいたしました。



発達段階や教育環境、指導体制の違いなどを受け入れながら、一つ一つの課題をクリアして設置された中高連携校は、共通のテーマ「立・錬・情」のもと、それぞれの学校の独立性を保ちながら、特色ある教育活動を日々展開しております。

理科室を初めとする特別教室などの共有化による施設の充実はもとより、発達の連続性を意識した指導も万全の体制で臨んでおります。間もなく2年が経過いたしますが、開校以来、中学校・高等学校間における校内生活や登下校等生徒指導上のトラブルもなく、学校経営が順調に進み、地域・保護者からは、地域に根差した教育活動がよく展開されているという評価をいただいております。このことは、中学校のアンケート結果に見られる、学校が楽しいと感じている生徒の増加や、高等学校のアンケート結果に見られる、入学させてよかった、中高連携がうまく機能していると感じている保護者や地域住民の増加からも伺えます。そして、何よりも鳥海登山を初めとする学校行事や各種ボランティア、部活動等を通して中学生と高校生の信頼感が深まり、中学生が高校生を尊敬し、高校生は中学生のリーダーとなり、互いによい刺激となって相乗効果を生み出しているのが最大の成果と思っております。

教育委員会といたしましても、このように校種の違いを超えて行われている望ましい教育活動を全面的に支援し、未来からの使者である子供の確かな成長を支えるために、今後とも学校、家庭、地域、教育委員会が、それぞれの役割で全力を尽くしてまいりたいと思っております。

次に、(2)の岩城松ヶ崎統合小学校建設計画についての 小中連携校構想で期待される教育効果はについてお答えいたします。

教育委員会では、学校の統廃合や再編成に当たり、特に複式学級の解消を考慮し、段階的な移行を含めて、将来、本荘地域を除き1地域に1小学校1中学校を基本構想として適正規模の学校づくりを進めております。

岩城松ヶ崎統合小学校は、平成26年4月に開校予定であります。将来、築後30年を経過している岩城中学校の改築時には小中連携を視野に入れ、また、児童生徒数の減少も考慮して、中学校の校舎を隣接させる方向で検討しております。その形態は、小中併設校とは異なり、それぞれ独立性を確保した小中連携を考えております。小中連携により期待される教育効果といたしましては、次のようなことが考えられると思っております。

1点目は、各教科の指導において小中間で比較的連携しやすくなり、各教科の学習内容によっては、複数の教師による指導が可能になると思っております。

2点目は、小中9年間を通じた進路指導や生き方指導を充実させることができます。児童生徒は、幅広い年齢層の中で生活することにより、思いやりの心やたくましく生きるための知恵を身につけることができると思っております。

3点目は、教師が児童生徒の情報交換を行いやすく、一人一人の実態に沿った適切な生徒指導を行うことも可能と思われれます。

4点目は、総合的な学習、また、運動会などの学校行事を小中連携で行うことにより、地域と学校との相互交流ができ、学校と地域の活性化がより期待できると思っております。

また、児童生徒が、亀田・道川・松ヶ崎それぞれの地域の特色ある自然や文化、伝統を幅広く学習することにより、郷土を愛する心が育つものと考えます。

本市では、本年4月から東由利地域で、また平成25年4月からは鳥海地域でそれぞれ小

学校が統合され、地域で1小学校1中学校となります。教育委員会では、これらの地域の学校統合による成果を検証し、岩城・松ヶ崎地域の小学校統合に生かしてまいりたいと思います。

次に、の施設整備の有利性は何かについてですが、岩城中学校は、昭和57年に完成し、約30年経過しており、耐用年数には達していないものの、海岸に近接しており、強風や塩風の影響を少なからず受けていると考えられます。したがって、いずれ改築の時期がまいりましたときには、小中連携校を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

小中学校を連携校として整備した場合、児童生徒の体格に応じ作業台の高さや備品の規格などに違いがあることや、準備室の整備に配慮を要することもあります。理科室や音楽室、家庭科室などの特別教室を初めとする施設を小学校と中学校で共用ができることから、これらの施設の整備に要する経費を節約できることが最大のメリットとなります。そのほか、校舎等の配置において敷地の有効利用も考えられることや、完成後の維持管理も一体的に行うこととした場合に、ランニングコストもある程度低減することが可能と考えております。

次に、の交通安全対策についてのイ、通学路となる市道の歩道整備はと、口の歩道整備の手法は、開校まで間に合うのかについてお答えいたします。

岩城松ヶ崎統合小学校の児童の通学方法は、各地区ともスクールバスによる送迎を基本として考えており、このことにつきましては、学校建設地を決定した時点から関係する皆様には御説明申し上げているところであります。また、松ヶ崎地区、亀田地区の一部徒歩で通学する場合の通学路といたしましては、交通量などを考え、国道341号と市道赤平最上線や市道二古亀田線などを利用して進入する経路を想定しております。

今後、通学路となる国道341号について、歩道整備を県に要望してまいりますとともに、開校時に合わせての学校付近の歩道整備について関係する部局と調整してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（渡部功君） 16番渡部専一君、再質問ありませんか。

16番（渡部専一君） 事務処理のチェックの関係ですが、3月1日の新聞に事務処理ミスのチェック関係のことを書いたのが載っていました。その中で終わりのほうだけちょっと読んで見ますが、「本県人には、金銭について確認することは担当者に失礼に当たるという考えがあるのでないだろうか。」と。一番最後にこう書いてます。「幾らチェックする仕組みをつくっても「調べさせてもらうよ」の一言が言えないのでは、チェック機能も効果は期待できないと思う。」という、こういう書き方をされた記事がありました。

職員が連携して取り組めるような、職場環境を改善するような、そういう対策も目指しながら今後の事務処理にミスがないようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、人口の関係ですが、住基の人口も毎月公表されておりますので、今回のこの国勢調査の人口の減少というのはほとんど想定されたものだと思います。想定範囲内だと思いますが、由利本荘市の将来の形をどうつくるかという、そういうことになると、人口問題というのは、非常に大事なものであると思います。今から手を打っておこうという、そういう動きというか考え方が余り見えないような、私自身はそういう気がしての質問なんです。定住自立圏構想での対策という、この説明だけではちょっと余り説得力がないの

ではないかなという、そういう感じがいたします。要は市の重点課題として、人口対策がどれぐらいのランクに考えておられるのかと。私は、ほとんどトップランクのような感じがしますが、その辺のところ、もう一度お願いしたいと思います。

問題は、人の減ったこともさることながら、例えば年少人口とか、高齢化とか、そういったところを分析しながら、市の内部で持ち寄って議論する場も必要なのではないかなと、そういう気もしますので、そのことも一つお願いをしたいと思います。

それから、公共交通ですが、新しいやり方をするのでありますので、最初の計画が一番大事です。そういう面では多く利用してもらうような、そういう体制をつくるために十分な検討をお願いしたいなと、このように思ってます。よろしくお願いをいたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 渡部議員の再質問にお答えしたいと思います。綱紀肅正と職員の意識改革についてであります。この問題につきましては、何といたっても職員同士のコミュニケーションといえますか、職場の環境が明るくなければならないというようなこともございます。いろいろ庁内でさまざまな検討をしながら、職員の意識改革についても取り組んでまいりたいと考えております。すぐできるもの、あるいは時間を要するものもございいますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、人口減少については、昨日の三浦議員からも人口減少に対する対策、そういったものの御質問もございました。何か一つをやれば人口減少の歯どめがかかるというものでもありません。総合的な対策が必要だと考えておりますので、職場の中でも関係部署といろいろ議論をする場を設けて、どうすれば由利本荘市の人口減少に歯どめをかけていくことができるか、今後また皆さん方の知恵も拝借しながら十分に検討して、歯どめをかけていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、バスの公共交通の運行の問題ですが、23年度からスタートしていくわけですので、やはり最初の取り組みが肝心だと思いますので、十分にそういったことを踏まえて事業を展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（渡部功君） 16番渡部専一君、再々質問ありませんか。

16番（渡部専一君） ありません。ありがとうございました。

議長（渡部功君） 以上で、16番渡部専一君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第5号から議案第36号までの32件、議案第39号から議案第46号までの8件及び議案第48号から議案第82号までの35件、計75件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第3、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（渡部功君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明9日から11日までは各常任委員会、12日、13日は休日のため休会、14日は各常任委員会、15日は（仮称）文化複合施設整備特別委員会、16日、17日は事務整理のため休会、18日に本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、17日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時01分 散 会